

京都府国民健康保険団体連合会通常総会 議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 30 日（木） 午後 1 時 30 分～2 時 20 分
- 2 開催方法 参集及び Web のハイブリッド開催
- 3 出席者 会員 38 名（委任状による代理出席及び委任状含む）
常務理事 1 名 事務局 7 名 他管理職 7 名
- 4 付議事項

【議決事項】

- | | |
|---------|---|
| 議第 16 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告 |
| 議第 17 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算 |
| 議第 18 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 19 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 20 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 21 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 22 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 23 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 24 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 25 号 | 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議第 26 号 | 令和 8 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）（取下げ） |

【報告事項】

（令和 7 年度分）

- | | |
|---------|--|
| 報告第 3 号 | 専決処分に付した令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号） |
| 報告第 4 号 | 専決処分に付した令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業 |

関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 5 号 専決処分に付した令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

報告第 6 号 専決処分に付した令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 7 号 専決処分に付した令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

5 議事内容

（理事長挨拶）

理事長を仰せつかっております、宮津市長の城崎でございます。通常総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。本日、総会の開催をご案内申し上げましたところ、皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、後程、事務局から事業等の報告がありますが、令和 7 年度におきましては、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、国保連合会と支払基金の整合的かつ効率的な審査支払業務のため、厚生労働省、国保中央会、支払基金が「審査支払システムの共同開発の基本方針」を取りまとめ、国保中央会において、令和 13 年 1 月のシステム稼働に向けた作業に着手しました。これらのシステム開発や、保守・運用費の縮減に向けたシステム最適化の費用に対する国の補助金については、国保中央会や地方六団体と共に国へ強く要望してきた結果、7 年度の 32 億円に続き、8 年度分として 20 億円が措置されたところであります。

また、医療・介護 DX の更なる推進として、自治体や介護事業所等が介護情報を電子的に共有する介護情報基盤の構築や、予防接種事務のデジタル化が進められております。本会におきましても、介護情報基盤の情報連携事務等を担うとともに、今後自治体ごとに進められる予防接種事務のデジタル化にも適切に対応して参りたいと考えております。

本日の総会では、7 年度の事業報告や各会計の決算について、ご審議をお願いしておりますほか、理事による専決処分を行いました補正予算等のご報告をさせていただきます。ハイブリッド方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

（事務局）

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(事務局)

ご異議がございませんので、議長は大山崎町 前川 光 町長をお願いいたします。

(議 長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご異議なしと認め、議長より指名させていただきます。笠置町の山本町長と、与謝野町の佐賀町長をお願いいたします。

これより議事審議に入ります。議決事項の議第 16 号 令和 7 年度国保連合会事業報告を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：事務局次長)

議第 16 号 令和 7 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。議案書の 1 頁をお開き願います。7 年度事業報告について、別紙のとおり、認定を求めるものでございます。

3 頁をお開きいただき、はじめに一つ目のマルに記載のとおり、7 年度においては、診療報酬や柔道整復療養費、介護給付費などの審査支払業務のほか、保険給付など、保険者事務の共同処理業務等について、円滑な実施に努めました。

二つ目のマルへまいりまして、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査支払システムの審査領域を支払基金と共同利用するための開発については、7 年 9 月に厚生労働省、国保中央会、支払基金の三者で、「審査支払システムの共同開発の基本方針」を取りまとめ、13 年 1 月の新システム稼働に向け、必要な作業に着手しました。また、クラウド化後の国保総合システムの保守・運用費用の削減を図るため、サーバ統合などのシステム基盤を見直す開発等、システムの最適化に取り組みました。これらに対する国庫補助金については、地方

六団体等のご支援の下、7年度の32億円に続き、8年度分として20億円が措置されたところであり、引き続き、補助金確保に向けて要望行動を進めて参ります。

三つ目と四つ目のマルですが、特定健診等データ管理システムなどの全国標準システムの機器更改に当たっては、クラウドへの移行を完了するとともに、電算室の縮小工事と併せた執務室の整備を行い、事務所スペースの返却による賃貸料の削減を図りました。このほか、個人情報の適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者が付与されるプライバシーマークについては、2年毎に行われる付与適正審査の結果、引き続き付与されることになりました。今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護、人材の育成・確保に取り組み、保険者の共同体としての業務等を着実に進めて参ります。

4頁をお開き願います。7年度における主な取組でございます。

(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組では、共同開発の基本方針に基づき、国保連合会・国保中央会では、システムの構成や機能、調達方針などを記載した情報化構想書を取りまとめ、開発前の実現性検証となる概念実証や複数ベンダへの情報提供・意見招請を実施するなど、開発に当たっての作業を進めました。また、クラウド化した国保総合システムの保守・運用費用の削減を図るためのシステムの最適化については、7年度にサーバ機器の統合などを完了したところであり、今後とも、クラウドサービスの活用の推進などに取り組んで参ります。支払基金との審査結果の不合理な差異の解消については、本会の審査委員会の各専門科委員による意見を689件取りまとめ、国保中央会・国保連合会による国保基準に469件を反映させるとともに、支払基金との審査基準の統一に努めました。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組では、マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求による予防接種事務のデジタル化においては、国保中央会が開発するシステムの利便性の向上を図るため、協議を重ねるとともに、8年6月から順次、全国の自治体ごとにデジタル化が開始されるに当たって、規約や規則等の改正等を行いました。

続きまして、(3) 介護情報基盤整備に関する取組では、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に共有できる環境の整備については、厚生労働省から依頼を受けた国保中央会が、8年3月に介護情報基盤の開発を完了し、5頁に参りまして、4月からの介護情報基盤の利用開始に当たって、情報連携事務等を国保連合会・国保中央会が受託することから、府内自治体と委託契約を締結しました。

続きまして、(4) 保健事業の推進に関する取組では、保険者及び後期高齢者医療広域連合における第3期データヘルス計画に基づき実施される保健事業を推進するため、保健事業支援・評価委員会を通じて、PDCAサイクルによる効果的な事業展開となるよう、必要な助言を行いました。国保データベースシステムの利活用の促進に当たっては、全保険者を対象とした説明会などによる操作説明を行い、データ分析を行うための支援を行いました。また、保

険者ニーズを踏まえた事業展開として、モデル保険者を選定し、中長期的に実施している保健事業について、事業評価の支援を行いました。

最後に、(5) IT の統制と最適化の取組では、各システムの統制を図る統括管理部門において、機器更改時の経費削減を図るとともに、セキュリティを確保しつつ、保守・運用費の低減を図るため、機器更改を機に本会独自システムの一部をクラウドへ移行しました。また、保険者が本会システムを利用するための京都デジタル疎水ネットワークに設置する通信制御機器の更改に当たっては、本会が一元的に更改対応を実施することにより、保険者の事務負担と経費の削減に取り組みました。

6 頁をお開き願います。令和 7 年度個別取組でございます。6 頁から 10 頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会の開催状況など、また、役員や事務局組織の状況、各種委員会等の活動状況を記載しています。11 頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険や障害介護給付費等の審査状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について、記載しています。時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は、省略させていただきます。令和 7 年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご質問がないようでございますので、採決に入ります。議第 16 号について、原案のとおり承認することに反対の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。賛成多数と認め、議第 16 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 17 号 令和 7 年度国保連合会一般会計歳入歳出決算から議第 25 号 令和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 29 頁、議第 17 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算から 203 頁、議第 25 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算までの各会計の決算については、209 頁の令和 7 年

度京都府国民健康保険団体連合会決算の概況を用いてご説明します。

211 頁をお開き願います。本会の会計区分は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して経理しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。まず、一般会計は、保険者からの会員負担金等を財源として、総会等の開催や保険者の保健事業関係研修会に要する経費等を経理している会計で、7 年度の歳出決算額が前年度を大きく下回っておりますのは、税制改正により、一般会計で管理していました事業運営安定化積立金の 6 年度廃止に伴い、各特別会計の業務勘定の積立資産へ移管したことによるものです。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。診療報酬及び公費負担医療の支払勘定については、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、また、出産育児一時金等の支払勘定についても同様に、いずれも前年度を下回る決算額となっています。また、福祉医療等費用の支払勘定は、予防接種費支出金等が減少したことにより、前年度を下回る決算額となっております。

次に、職員退職手当金特別会計の歳出決算額が前年度を大きく上回っておりますのは、退職給付引当資産への積立金が増額されたことによるものです。

次の高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金 400 万円を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、7 年度の貸付はございませんでした。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。要支援・要介護認定者数の増加による取扱件数の増を受けて、介護給付費及び公費負担医療等の支払勘定は、前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護及び障害児の支払勘定ともに給付費が高い伸び率となっており、前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が完了し、診療報酬等の取扱件数が増加していることから、診療報酬及び公費負担医療の支払勘定ともに歳出決算額は前年度を上回っています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。特定健診・特定保健指導等費用支払勘定については、国保被保険者数の減少により、歳出額は、前年度を下回っています。一方、後期高齢者健診等費用支払勘定は、後期被保険者数の増加により、前年度を上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。損害保険会社等に対する損害賠償求償の収納金額の減により、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を 6.5% 下回っています。

212 頁をお開き願います。2 業務勘定収支状況の診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ 1 億 4,055 万 2 千円減の 19 億 3,570 万 3 千円で、主な増減内訳は、手数料では、被保険者数の減少に伴い国保審査支払手数料が減となっております。繰入金については、事務所縮小工事費に充当した減価償却引当資産からの繰入金が増と

なる一方で、事業運営安定化積立金の 6 年度廃止に伴い、一般会計から各特別会計へ積立金を移管したため、同積立金からの繰入金が減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ 1 億 3,832 万 1 千円減の 18 億 6,213 万円で、主な増減内訳は、システム関連経費では、セキュリティ管理システム等の更改に伴う機器購入費の増、積立金では、減価償却引当資産への積立金が減となっております。また、一般管理費その他では、事務所縮小工事費が増となる一方で、国保中央会負担金を年度間で調整したことや療養費等の保険者間調整支出金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、最下段の表のとおり、7,357 万 3 千円となっております。

213 頁をご覧ください。介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ 1 億 9,192 万 2 千円減の 4 億 8,640 万 3 千円で、主な増減内訳は、手数料では、要支援・要介護認定者数の増加に伴い審査支払手数料が増となっております。繰入金では、7 年 4 月の介護保険審査支払等システム更改完了等に伴い減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産及び診療報酬審査支払特別会計と同様に事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ 1 億 8,795 万 2 千円減の 4 億 5,566 万 5 千円で、主な増減内訳は、システムの更改完了等に伴う開発・改修経費や機器購入費の減のほか、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、3,073 万 8 千円となっております。

214 頁をお開き願います。障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ 8,097 万 9 千円減の 1 億 6,163 万 7 千円で、主な増減内訳は、手数料では、取扱件数増により審査支払手数料が増となっております。繰入金では、7 年 4 月の障害者総合支援給付審査支払等システム更改完了等に伴い減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産及び事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ 8,212 万 2 千円減の 1 億 4,350 万 5 千円で、主な増減内訳は、システムの更改完了等に伴う開発・改修経費や機器購入費の減のほか、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、1,813 万 2 千円となっております。

215 頁をご覧ください。後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ 2 億 1,379 万円減の 15 億 6,839 万 4 千円で、主な増減内訳は、後期高齢者の被保険者数の増加に伴い手数料が増となったほか繰入金では、7 年 12 月更改の後期高齢者医療請求支払システムの更改費に充当したシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となる一方で、事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ 1 億 9,515 万 3 千円減の 15 億 2,666 万 4 千円で、主な増減内訳は、システム更改に伴う開発・改修経費の増のほか、国保総合システム等のクラウド利用料の更新期間縮減に伴う運用・保守経費が減となっております。積立金では、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、4,173 万円となっております。

216 頁をお開き願います。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定ござい

ます。歳入合計は、前年度に比べ 309 万円減の 9,842 万 8 千円で、主な増減内訳は、8 年 2 月更改の特定健診等データ管理システムの更改費に充当したシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となる一方で、6 年度において特定健診等データ管理システムの開発負担金に充当した減価償却引当資産からの繰入金が減となったことに加えて、財政調整基金積立資産等や事業運営安定化積立金からの繰入金も減となっております。

次に、歳出合計は、前年度に比べ 441 万 9 千円減の 9,095 万 9 千円で、主な増減内訳は、システム関連経費では、システムの更改に伴う開発・改修経費が増となる一方で、ICT 等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金は減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、746 万 9 千円となっています。

217 頁をご覧ください。3 積立資産等の状況でございます。217 頁から 218 頁にかけて、8 年 3 月 31 日現在の 6 年度末及び 7 年度末の残高を積立資産ごとに取りまとめております。

218 頁の最下段の合計に記載の積立総額は、42 億 8,968 万 1 千円となっております。これらの積立資産については、主に 13 の全国標準システムの更改に要する国保中央会開発負担金や独自システムの更改に必要な開発・改修費に充当しております。また、これらの積立資産においては、積立の理由や根拠を記した計画書の提出と現況報告を厚生労働省へ行うこととされており、同省の審査を経て、受理されております。7 年度の決算状況についても、本総会後に提出予定です。

219 頁をご覧ください。本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。令和 8 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、一枚おめくりいただき、220 頁の下から 2 段目に記載の資産から負債を差引いた正味財産合計が前年度に比べて 3 億 9,881 万 2,030 円の増額となっておりますのは、積立資産等を増額したことが影響しております。

令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会決算の概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。ここで監査結果のご報告を、和束町 税住民課長 北 様よりお願いいたします。

(和束町 北 税住民課長)

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。今後とも業務につきまして、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。

令和 8 年 7 月 13 日、監事 長岡京市長 中小路 健吾、監事 和束町長 馬場 正実、監

事 京都府医師国民健康保険組合理事長 濱島 高志、報告は以上になります。

(議 長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議第 17 号から議第 25 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

賛成多数と認め、議第 17 号から議第 25 号までは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 26 号 令和 8 年度 国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算の議案については、7 月 23 日の理事会で事務局から取下げがありましたので、その経過について事務局から説明をお願いします。

(事務局：総務課長)

それでは、補正予算の取り下げの経過について、ご説明します。議案書と共にお送りしました議第 26 号 令和 8 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）の取下げについて、をご覧ください。

本年 10 月から 75 歳以上の高齢者を対象とした高用量インフルエンザワクチンが定期接種に導入されることに伴い、新たな業務が生じることから、インフルエンザ予防接種受託料の手数料単価の引上げ分を財源として、業務委託料を増額する補正予算を提案する予定としておりました。

しかしながら、今般、高用量インフルエンザワクチンについて、製造販売業者から国に対して、製造工程における技術的な課題により、令和 8 年度のインフルエンザの流行期からの高用量インフルエンザワクチンの供給が困難である旨の報告がなされたことから、本年 7 月 21 日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡が発出され、8 年度の定期接種化は、見送られることとなりました。そのため、新たな業務は発生しないため、当初、理事会の議決を経て、総会にお諮りすることとしていた補正予算を、理事会において取り下げることにいたしました。なお、議第 26 号は、欠番の取扱いとします。

補正予算の取り下げの経過についての説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議長)

特にご質問がないようですので、本件については、この程度にとどめます。

次に、報告聴取に移ります。令和7年度分の報告第3号 専決処分に付した令和7年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算から、報告第7号 専決処分に付した令和7年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算までの5件を一括して事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の231頁をお開き願います。報告第3号 専決処分に付した令和7年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号)から、263頁、報告第7号 専決処分に付した令和7年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)まで、5件を一括してご説明いたします。説明は、271頁の令和7年度国保連合会補正予算(理事専決分)の概要を用いてご説明します。

271頁をお開き願います。これらの補正予算は、総会を招集する暇がなく、国民健康保険法第25条第2項に基づき、8年3月26日付けで、理事の皆様方による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、総会に報告するものでございます。

まず、報告第3号は診療報酬審査支払特別会計の業務勘定の補正で、補正額が1億3,200万円、補正後の額が25億8,240万4千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金等の収入増額分並びに歳出予算の減額分を財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立てでございます。

次に、報告第4号は介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定の補正で、補正額が2,700万円、補正後の額が4億8,397万7千円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、減価償却引当資産への積立て及び国保中央会負担金の補正でございます。

272頁に参りまして、報告第5号は障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定の補正で、補正額が2,300万円、補正後の額が1億6,269万7千円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金を財源とした、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産への積立て及び国保中央会負担金の補正でございます。

次に、報告第6号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の補正で、補正額が4,400万円、補正後の額が15億9,069万9千円、補正予算の内容は、繰越金を財源とした、減価償却引当資産への積立てでございます。

次に、報告第7号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定の補正で、補正額が800万円、補正後の額が1億249万円、補正予算の内容は、手数料及び繰越金を財源とした、減価償却引当資産への積立てでございます。

令和7年度国保連合会の理事専決による補正予算の報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご質問がないようですので、ご了承いただいたものといたします。以上で議決事項の審議及び報告事項の聴取は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようでございますので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の275頁をお開き願います。この決議は、去る6月30日に開催された国民健康保険中央会の定期総会で採択されたものであり、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、9年度分についても、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣及び財務大臣をはじめ、主要な国会議員等に陳情を行うこととしており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ご質問がないようでございますので、これをもちまして通常総会を終了させていただきます。ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申し上げまして、議長を退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

前川町長はじめ、ご出席の皆様、本日は、誠にありがとうございました。これをもちまして、国保連合会通常総会を閉会とさせていただきます。